

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 26 年度 第 1 回藤井寺市景観審議会
開 催 日 時	平成 26 年 8 月 4 日（月曜日） 14 時 00 分から 16 時 00 分まで
開 催 場 所	藤井寺市役所 3 階 305 会議室
出 席 者	<p>《審議会委員》 (出席者) 増田 昇、大西 慶一、岡山 敏哉、佐久間 康富、富山 昌克、 山本 剛、小野 常芳、安井 紗香（敬称略） (欠席者) 西川 礼子</p> <p>《事務局及び説明者》 (都市整備部 まちづくり推進課) 金森部長、中原課長、片田課長代理、永田主査、都市計画担当者 (総務部 世界遺産登録推進室) 山田室長 (大阪府 教育委員会事務局 文化財保護課) 福田課長補佐、土屋副主査</p>
会 議 の 議 題	<p>報告案件【1】世界文化遺産登録推進に向けた緩衝地帯の規制・誘導方針（案）について</p> <p>報告案件【2】景観計画の変更（案）について</p>
審 議 会 の 資 料	<p>【資料1】 会議次第</p> <p>【資料2】 議案書</p> <p>【資料3】 参考資料（パワーポイント）</p>
会議の成立	成立
会議録の作成方法	要点記録
記録内容の確認方法	会議の議長の確認を得ている
公開・非公開の別	公開
傍 聴 者 数	0 人
その他の必要事項	

発 言 者	審 議 内 容 (発 言 内 容、審 議 経 過、結 論 等)
事務局 (中原課長)	<p>1. 開会</p> <p>委員の皆様には、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから第 1 回藤井寺市景観審議会を開催させていただきます。</p> <p>わたくし、本日の司会を務めさせていただきます、藤井寺市都市整備部まちづくり推進課長の 中原 でございます。</p> <p>審議会終了まで、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、最初に、國下市長よりごあいさつを申し上げます。</p>
國下市長	<p>2. 市長あいさつ</p> <p>皆さん、こんにちは。今日は暑い中皆さん方には大変な中仕事もあってご多忙かと思いますが、藤井寺市の審議会へお越し頂きましたことをまずは御礼申し上げさせていただきたいと思っております。景観審議会の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>本日は、委員の皆様方には、公私とも何かとお忙しい中、本審議会にご出席を賜りまして、心より厚く御礼申し上げます。また、平素は皆様方におかれましては景観についてのご意見を拝聴させていただきながら我々としては皆様の意見を参考にさせていただきたいと考えておりますので今後ともよろしくお願い致します。</p> <p>さて、本日の審議会についてでございますが、報告案件として「世界文化遺産登録推進に向けた緩衝地帯の規制・誘導方針案について」と「景観計画の変更(案)について」となっております。</p> <p>詳細につきましては後ほど事務局より詳しく説明させていただきますので、宜しくお願いいたします。</p> <p>さて、皆様方におかれましては、新聞報道等で既にご存じかと思われませんが、平成26年4月14日には大阪府・堺市・羽曳野市と藤井寺市の4者により世界文化遺産登録に向けた、百舌鳥・古市古墳群の景観を守るための建築物等の規制案がとりまとめられ、登録への取組みを行っているところでございます。</p> <p>古墳群周辺につきましては、緩衝地帯を設け、景観や環境を維持していくことが不可欠となっております。これにあたり、6月には緩衝地帯の規制・誘導方針(案)について、地区毎に計11回の説明会を開催いたしました次第でございます。</p> <p>また、世界文化遺産登録には、地元機運の高まりも必要でございます。市民の皆様には、文化財講座などを通して世界文化遺産登録の目的や意義、取組内容をお伝えし、これまで以上に世界文化遺産登録を理解していただくための情報発信や取組を工夫して進めておるところ</p>

	<p>でございます。</p> <p>まちの魅力は、行政だけで創り出せるものではなく、このような取組を通じて、本市の歴史的な魅力を様々な方に知っていただき、感じていただくことで、わがまちの新たな価値を見だし、この古墳群の世界文化遺産登録の実現によって、まちの誇りと賑わいを取り戻さなければならないという思いでございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、各分野で培われた豊富な経験や知識を活かしたご意見をいただきたいと考えておりますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上、簡単でございますが、私のごあいさつとさせていただきます。暑い中ではございますけれども、審議の方どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>事務局 (中原課長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、本日の会議資料の確認をさせていただきたいと思っております。</p> <p>第1回景観審議会の資料といたしまして、会議次第、議案書、参考資料を送付させていただいております。資料に不足等がございましたらお申し出ください。</p> <p>それでは、これより当審議会は、藤井寺市景観審議会規則に基づき、運営させていただきます。</p> <p>なお西川委員は、本日所要のためご欠席となっておりますのでご報告申し上げます。</p> <p>本審議会は、9名の委員で構成されております。</p> <p>本日は、9名中8名の委員のご出席をいただき、2分の1以上に達しておりますので、同規則第3条第2項の規定により本審議会は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、お手元の会議次第に基づき進めさせていただきます。</p> <p>恐れ入りますが、市長におきましては、この後、公務がございますので、誠に失礼かとは存じますが、ここで退席をさせていただきます。</p>
<p>國下市長</p>	<p>皆様方よろしくご審議お願い致します。</p> <p>(公務により退席)</p>
<p>事務局</p>	<p>3. 案件</p>
<p>事務局 (中原課長)</p>	<p>それでは、増田会長議事進行よろしく願いいたします。</p>
<p>増田会長</p>	<p>暑い中お集まりいただきありがとうございます。本日は、2案件あります。「世界文化遺産登録推進に向けた緩衝地帯の規制・誘導方針(案)について」とそれに伴う「景観計画の変更(案)について」です。</p>

<p>事務局 (中原課長)</p>	<p>最初に、会議の公開について、傍聴の希望はいらっしゃいますか。</p> <p>本審議会は、藤井寺市審議会等の会議の公開に関する指針により公開で行われます。なお、議事録作成のために録音をさせていただきますことをご了承ください。</p> <p>議事録につきましては、委員の氏名を開示し、事前に会長にご確認いただいたうえで、公開させていただきます。本日の傍聴人はおられませんことをご報告いたします。</p>
<p>増田会長</p>	<p>会議は公開で進め、資料に関しても氏名を開示するというのでよろしくをお願いします。それでは、傍聴人はおられないとのことですので審議会を進めます。</p> <p>(1) 【報告案件】世界文化遺産登録推進に向けた緩衝地帯の規制・誘導方針(案)について</p>
<p>増田会長</p>	<p>それでは、報告案件(1)の世界文化遺産登録推進に向けた緩衝地帯の規制・誘導方針(案)について、事務局より報告を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の3ページをお開きください。</p> <p>報告第1号は、世界文化遺産登録推進に向けた緩衝地帯の規制・誘導方針(案)について、ご報告をさせていただくものでございます。</p> <p>内容につきましては、参考資料としてお渡ししましたパワーポイントにてご説明いたします。参考資料をご覧ください。</p> <p><u>世界文化遺産登録推進に向けた緩衝地帯の規制・誘導方針(案)について説明</u></p>
<p>増田会長</p>	<p>ありがとうございます。案件(1)世界文化遺産登録推進に向けた緩衝地帯の規制・誘導方針(案)についてご説明いただきました。</p> <p>ご質問、ご意見いただければと思います。</p>
<p>岡山委員</p>	<p>スライドのP.12、高度地区について先ほどの説明会で説明がありましたが、既存不適格の最初の1回を認めるというのはどういうことでしょうか。もう一度、詳しい説明をお願いします。</p>
<p>増田会長</p>	<p>いかかでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>有識者の方のご意見もあり、現在かかる規定が1回では厳しいということになりました。今後、100年くらいのスパンになってくると思いますが、その中で全体的な景観や古墳、眺望を守っていこうということで、今回、1回目に関しては、ある一定の権利は認めようということになっております。</p> <p>現在、藤井寺で既存不適格にあたるものは6件ありますが、うち2件は府営住宅になります。民間建築物については、4件ということで</p>

岡山委員	<p>す。建替えのシミュレーションによると建替えは、ほぼできるという状況です。</p> <p>100年という長いスパンで考えて、1回目の建替えにおいてはルールを守らなくても建替えられるということでしょうか。</p>
事務局	<p>あくまでも、既存不適格に対応するところだけになります。一般の方が認めて欲しいということではありません。現在、権利を持っている人にいきなり規制をかけるのは厳しいので、1回目については、一定の条件を満たせば認めるということです。</p> <p>高さについては、31m規制のところには37mのものがあれば、37mまでが限度ということになります。また、既存不適格になる高さの最高限度を超える部分の体積分は、同規模以下である厳しい縛りになっています。</p>
岡山委員	<p>その4件の建築用途はどういったものですか。</p>
事務局	<p>1つは事務所兼倉庫。あとの2つは分譲住宅。最後の1つは賃貸住宅となっています。</p>
佐久間委員	<p>関連致しまして、既存不適格とは、どの程度逸脱しているものなのでしょうか。</p>
事務局	<p>高さ制限が資産近傍で15mに対して、事務所兼倉庫については、建築確認上約18.9mとなっていますので、4m近くオーバーしています。分譲住宅は高さ17.7mで2.7mオーバーしています。あとは、高さ24.8mの建物で、一部だけかかっているものがあります。緩衝地帯のエリアの中で31m規制に対して、36.7mの分譲マンションがあり、約7mオーバーしています。</p>
増田会長	<p>地元説明会でも、既存不適格の建物についてどうしたらいいのかという質問がありました。先日、堺の景観審議会でも議論になっていましたが、1回の建替えを認めてしまうと、今後50年は高さが守れなくなってしまうので、やはり認めない方がいいのではないかという意見が出ていました。ただ、今ある資産を維持するという観点から1回は認めようということです。</p> <p>他にも、高さ制限の範囲内で今の容積を稼げる建築のあり方について、市の方々が相談に乗り、対応することが重要ではないかという議論もされていました。高い建物ができる30～50年は建て変わらないですから。</p>
山本委員	<p>50年は持ちますから。容積率で誘導するよりもできるだけ高さで制限するほうがいいと思います。</p> <p>屋外広告物条例は、市町村で統一されているのですか。</p>

事務局	<p>屋外広告物条例は大阪府が持っていますが、今後、羽曳野市と藤井寺市については、資産近傍と緩衝地帯のところだけ厳しい縛りとなります。その改定に向けて大阪府が景観審議会や部会等を開いているという状況です。</p>
山本委員	<p>藤井寺、羽曳野方式は、他の市町村にも波及していくのですか。</p>
事務局	<p>それはしません。</p>
増田会長	<p>これは、世界遺産に向けてのものなので。</p>
事務局	<p>おそらく、屋外広告物条例の中にこの規制内容を入れ、対象区域を藤井寺市景観計画の中の古市古墳群景観形成地区とする。という様なことになると思います。</p>
増田会長	<p>屋外広告物条例は、府から市に移管を受けるということはないのでしょうか。</p>
事務局	<p>屋外広告物について、許可の権限は下りてきていますが、条例については移譲を受けていません。堺市は持っているということですので、府から移譲を受けるというかたちで進めていく必要があると感じています。</p>
増田会長	<p>中核市は制限なしに移管を受けられるのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>いまのところは、制限はないです。</p>
事務局	<p>中核市は、自動的に景観行政団体になります。条例を制定、施行せざるを得ません。藤井寺市では、許可をいただいております、できるだけ早期に条例の制定を望まれていましたが、世界遺産登録と重なったこともあり、そこまで手が回らなかったということです。できるだけ早い段階で、藤井寺市の屋外広告物条例の整備が必要と考えています。</p>
増田会長	<p>いずれ、ある一定作業が追いつくようになったら移管についても考えなければならないと思います。</p>
岡山委員	<p>屋外広告物の違反に対する措置はどのように規定されているのですか。</p>
事務局	<p>もともと、大阪府が屋外広告物について所管していましたが、許可が出ているだけでよいという状況で、違反広告が多くありました。引き継いだ現在でも、違反広告が大半を占めています。 今後、世界遺産を進めていくうえで規定が重要になってきます。事</p>

	業者に対する啓発活動や違反に対する態勢が必要と考えています。
増田会長	現在は、罰則や勧告はないのですか。
事務局	違反の措置に対しては想定中です。例としては、事業者に対して7年程度の経過期間を設定し、屋上広告物の撤去を視野に入れた事業計画を作成させ、その後撤去させるというものです。許可が出ている案件については、7年の経過措置をとれますが、そもそも違反をしているものは、直ちに違反となりますので、条例施行前に1年ほどかけて周知活動を行い、手続き違反であれば許可の申請をしてもらいます。そうすると、一定の経過措置がとれます。その部分の啓発が重要です。許可の出していない広告物は相当数ありますので、そういうものを救済するという周知活動を行っていきたいと考えています。
富山委員	罰則も大切ですが、守っていただいた方に対して、市が誇りを持って、プレートやシールを与えるという方法もあると思います。
増田会長	この際、付け変えに対して市が助成をするということは考えられないでしょうか。奈良では、平城京の1300年祭のときに助成措置を行いました。すると、広告業者が違反をしているところへ助成期間中の付け変えを進める営業を強化したため、市の啓発よりも大きな効果があったという報告もあります。財政上の問題もあると思いますが、一度検討してはいかがでしょうか。 他の質問はいかがでしょうか。
佐久間委員	P. 20の構成資産と緩衝地帯の決定プロセスについてと、本編P. 18の赤丸について説明をお願いします。
事務局	もともと、景観計画の中で古市古墳群景観形成促進区域の指定をしています。今回、世界遺産登録にむけて守るべき資産が把握できたので、必要なエリア設定をしたところ、当初の景観形成促進区域と若干の差異がでたため、エリアの変更があったということです。
事務局	当初の景観計画では、用途界で区域の設定をしていましたが、イコモスの現地調査を踏まえて、できる限り地形地物を優先してはどうかということになりました。目に見えない用途界を界線にするよりも実際にある道路を境にしたほうが良いという論理があり、もともとの景観形成促進地域から若干の変更があったということです。
増田会長	構成資産については、堺市はほとんどが宮内庁管轄で市は手が出せません。藤井寺市の場合は、宮内庁管轄と市有地化されている部分の両方があると思います。市有地の古墳の中には、墳丘が崩壊しているところがありますが、復元するのでしょうか。せつくなのでやっていただきたいと思いますが。また、周遊路やサイン計画、視点場の整

事務局	<p>備について、積極的な戦略をお持ちなのかお聞きしたいと思います。</p> <p>墳丘の崩壊部分について、きれいに作り直すというのは、本来の目的とは少し違います。ただ、崩れている部分を補修するという感覚でやっていこうと考えています。特にむき出しになっている場所については、下草を生やすという程度の整備を考えています。</p> <p>世界遺産になりますと、周遊路や駐車場等、外部の整備が必要になります。これらを一度に整備するのは、市の財政状況からみても困難ではありますが、主要なルートや古墳の上、横からの視点場等については、できるところから整備をしていきたいと考えています。</p> <p>サイン計画についても考えていきたいと思っています。ただ、1、2年では厳しいので長期的な視野で、まずは人がたくさん入るところから重点的に整備するという計画を作成していきます。</p>
増田会長	<p>スライドのP. 8にもありますように、ここで目指しているのは“静寂さが感じられる落ちついた景観を保全する”ということです。一方で、世界遺産となれば人がたくさん来ることとなります。これまで、古墳と共生しながら落ちついた住宅地を形成してきたわけですが、そのあたりが崩れてしまうと、静寂さや落ち着きを失ってしまい本末転倒になってしまいます。難しいことだと思います。</p>
事務局	<p>すごく難しいです。人間の動きを制御するのは難しいですが、大型バスや車を少し外側に排除しながら、住宅地に迷惑をかけないようなルートを設定し、その間に上手く商店街を入れて活性化させるという計画をしたいと考えています。</p>
	<p>(2) 【報告案件】景観計画の変更(案)について</p>
増田会長	<p>それでは、報告案件(2)の景観計画の変更(案)について事務局より報告を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の10ページをお開きください。</p> <p>報告第2号は、景観計画の変更(案)について、ご報告をさせていただくものでございます。こちらと同じく参考資料のパワーポイントにてご説明いたします。</p> <p><u>景観計画の変更(案)について説明</u></p>
増田会長	<p>ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご意見、ご質問いかがでしょうか。</p>
岡山委員	<p>スライドP. 38について、工作物の規制を全市共通にすると基準があまくなるのではないのでしょうか。</p>

事務局	<p>全市共通でかけているのは、工作物、開発行為、敷地内の舗装等の色彩についてです。舗装等の色彩について、文化庁の視察の際、堺市にて青色で舗装されていた自転車専用道があり、何とかならないかというご指摘があったということで、本市では、道路や敷地内の舗装に塗る色彩について、一定の配慮基準を設けるということになり追加しました。</p>
岡山委員	<p>屋根や外壁については、エリアごとに基準が出ています。この場合は、開発地で敷地内ということですが、基準を全市共通にするとあまくならないかということです。</p>
事務局	<p>これまでは、舗装の色彩について規制はありませんでした。今回、新たに付加的につけさせていただいたものです。</p>
増田会長	<p>今の説明では足りません。建築敷地について、どの規模を対象にするのですか。大規模建築物に相当するものだけに対応するのでしょうか。また、開発行為と、敷地は別の話で同一には扱えないと思います。民間の建築行為に対する規制と道路を建設するのは全く違う話で同一の枠組みでは規制できません。そこの整理をしないと、この段階では成立していないというご指摘だと思います。</p>
事務局	<p>せっかく外壁までコントロールしているのに、開発敷地や一般家庭の敷地におかしな色を塗られては困るということで制限をかけていこうということです。対象の規模を差別化するのか、大きなくりにするのは今後の課題です。次の審議会まで詰めさせていただきたいと思います。</p>
増田会長	<p>全市に対応するなら大規模建築物の敷地だけにするのか、または、そこまでやる必要があるのかどうかということです。今回の景観形成地区の中の資産近傍ならびにそれ以外の近傍エリアでいいのかどうか。</p> <p>公共事業でやる道路の着色について、堺市の場合は自転車道に真っ青な色を塗っていたので、文化庁からご指摘を受けたということです。ただ、明度を上げるように誘導しているのは警察なので、どう書くのかは悩ましいところです。景観計画の中で公共事業における路面の色まで指定しているところはなかなかないと思います。</p> <p>スライドP. 26に「公共事業等においても歴史文化遺産等の調和に配慮した整備、維持管理を行います」とありますが、ここをどのくらい具体的に書くかということだと思います。そのあたりを、もう少し詰めてもらったほうが良いと思います。</p>
事務局	<p>グリーンベルトだけが学童の安全確保ではないと思うので、他の手法も考えながらどれが望ましいのか、探っていこうと思います。</p>

増田会長	<p>この頃、道路はやや派手になりすぎていますので、是非とも入れて欲しいと思います。大学のキャンパスでも路面に色を付けたがります。学生が歩いているときに景観としてどう調和させるのかを考えて欲しいと話しています。</p> <p>もう一点、工作物、資産近傍地域で、高さ2m超の鉄柱は、普通の住宅に多く出てくると思いますが、それらを全部届けさせて認定していくことが本当に可能なのでしょうか。これを例えば反対に、公共側としては、電線や電柱も範を垂れてちゃんとやっていますので民間の敷地でもお願いしますという形にしなければなりません。それは良いことですが、本当にそこまでやりきれぬのかどうかと思います。</p>
事務局	<p>現在、建物の外壁や屋根について、色彩の基準を掲げています。資産近傍においては家の門や塀、公共においては古墳周りに、一定の制限をしていこうという思いがあります。</p>
事務局	<p>資産近傍で、高さ2mのものについて届け出の対象にしているのは、宮内庁管理の御陵の立ち入り防止柵がなかなか改善されませんので、こちらから網をかけてしまおうということです。戸建て住宅では、電線よりも引き込みで、実態を調べますと景観色が多いです。ターゲットに対しては、景観色といわれる濃い茶色、チョコレート色を想定しています。主なターゲットは宮内庁管理の御陵の立ち入り防止柵です。オレンジ色のカーブミラーなど、公共のものについてもチョコレート色に変えるということ考えています。</p>
増田会長	<p>適合しているものにしろ、届け出という行為が必要になります。その事務量が煩雑になりすぎないかというところが気になるところです。ここまでやるのは、良いことだと思いますが、本当に大丈夫なのか一度検討をお願いします。</p>
事務局	<p>適用除外のあり方が無いか提案のかたちを一度検討します。</p>
増田会長	<p>小中学校の運動上の照明や防護ネットなど、2m以上となるといろんなものが引っかかってくると思います。</p> <p>他に何か、いかがでしょうか。</p>
佐久間委員	<p>今回は、時間もなく難しいと思いますが、できれば藤井寺らしい現状のまちなみにあった基準になればいいなと思います。</p>
事務局	<p>本来は、6つの景観形成促進区域ごとに色の基準を設定しますが、今回は世界遺産登録のため、羽曳野市、藤井寺市、堺市ともに同じ規定になっています。ただ、景観計画は古市古墳群だけが対象ではないので、今後それぞれの地区の特性にあった色彩に見直していく必要があると考えています。</p>

富山委員	<p>藤の花を植えて観光化されているように、周遊していくポイントにシンボルツリーのような樹木を使うなど、色彩だけでなく有機的なもので藤井寺らしさを出せれば良いと思います。それも、住民が皆で守っているということであればより豊かなまちになるような気がします。</p>
事務局	<p>過去には、生け垣助成がありました。規制ばかりだけでなく、そのようなことを促すのも今後の課題だと考えています。</p>
増田会長	<p>世界遺産を目指そうということですので、インセンティブを与えて、住民にとっても環境の魅力アップにつながるという施策を考えていただけるとありがたいと思います。</p>
富山委員	<p>今、古墳で映画を撮影されていますよね。脚本家と連携して、映画の中のアイテムが今後も藤井寺市で使える子ども達が喜ぶようなしかけができれば面白いと思います。</p>
事務局	<p>藤井寺市、羽曳野市、太子町を舞台に「明日になれば」という映画を撮られていました。監督さんが、大阪芸術大学の卒業生で学生時代からこの地域に愛着があるということでした。撮影はクランクアップしていますが、市の方からプロモーションをかけて、世界遺産とからめて、セットやロケ地を売り出していくという町おこしは考えられると思います。</p>
増田会長	<p>百舌鳥古墳群にはシアターができていますが、古市古墳群には映像はあるのですか。</p>
事務局	<p>お金をかけたものはできていませんが、10分×4本の映像はつくってDVDという形で流しています。ただ、シアターというかたちではなく、ガイドンスに行くと流れているという状況です。新たなスペースというものがないので、既存の展示施設やガイドンスを数年でベースアップし、様子を変えながら利用していこうかと考えています。</p>
増田会長	<p>スマートフォンが普及しているので、QRコードを用いた古墳の案内や葺石の状態が見えるなど、色々できるのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>2つほど考えています。1つは、地図で自分の位置が分かりルートを標示させるようなものです。ただ、位置情報の表示というのはかなりお金がかかるようです。今でも、地図上で解説をしてくれる機能はありますが、これをひとつひとつの古墳に対してできるように改善していきたいと思っています。</p>

増田会長	やはり、現地でバーコードを拾うと解説がでてくるというのが良いです。それはそんなに高くないと思います。
事務局	それは、わりと簡単にできると思います。皆さんが使ってくれたらありがたいです。
増田会長	あまり、説明看板をたくさんつくるとすぐにゴミになってしまいます。
事務局	現在、各古墳に1つの説明看板がありますが、これ以上つくらずに新たな情報はデジタルで対応することを考えたいと思います。
大西委員	以前、シュラホールにシアターをつくりましたが、施設改善ができていないのでどんどん老朽化し、結局プロジェクターを撤去することになりました。図書館の一階部分にも規模の小さい同じようなものがありますが、前に立ったら見られるというほうが良いと思います。大規模なシアターにしてしまうと経費もかかり、データ更新できなければどんどん陳腐化してしまいます。ぜひ、手軽にどんどん更新できるものにしていただきたいと思います。
佐久間委員	<p>遺産の良さについて考えたとき、外から来る方への配慮も大切ですが、市民にとってどういうものなのかということもあります。きれいに保存されているということが本来の概念かもしれませんが、住宅街の中に、1,000年スパンの時間と子どもたちの10年ぐらいのスパンが共存している状態があると感じます。小さな古墳では子どもたちが遊んでいたり、住民との関わりの中で古墳が今に生きていると思います。</p> <p>遺産の概念を広げていただければ、生活と共にある遺産というかたちを外の人たちにも感じてもらえるような情報発信ができればと思います。景観側では、景観計画の中でまちづくり推進団体の承認などもできると思います。今までは、最低限できていましたが、今回の先に色んな展開をしていただきたいと思います。</p>
増田会長	地元の方々や市民が関われるしくみをどうつくるか、ご指摘の通りだと思います。
小野委員	<p>古墳の整備はされつつありますが、集中的に来られた場合については、心配をしています。我々が良い古墳として利用している古室山がありますが、すでに崩れてきています。時々補修はしていますが、世界遺産となり、多くの人が来られると、登る場所を特定するなど対策を考えなければ、一気にかたちが崩れていくと思います。</p> <p>世界遺産の中で、どう上手く調整していくかが一番難しいと思います。今でも100人以上の方が来られるときには、歩く場所を指定しているといった状況です。ただ、上に登れる良さを失うと、百舌鳥と変わらなくなってしまいます。</p>

富山委員	石や枕木などは引けないのですか。
小野委員	そうすると当時の姿ではなくなってしまいます。鍋塚古墳のようにしてしまうと、当時の古墳に階段があったかのように錯覚をしてしまうと思います。そのあたりが難しいところです。
増田会長	竹田城も相当な負荷を受けて石垣が崩れています。
事務局	<p>藤井寺の古墳は、中に入れることが魅力でもあります。入口を上手く誘導できればと思っています。枕木等を整備することも可能だと思います。文化庁と相談しながらできることはやっていこうと思います。</p> <p>なるべく自然のものを利用しながら人が歩けるようにしたいと思いますが、どうしても無理なら規制をします。富岡の話では、一番多いときで1日に1万人が来ていたそうです。百舌鳥と古市で分かれたとしても、5～6000人が同じ山に登ったとしたらボロボロになると思います。保全と整備、規制について考え、きれいに見える景観を残していきたいと思います。</p>
富山委員	誰が見てもすごい絶景と歴史があるのに、誇らしげに情報発信できていない気がします。ずっとあるからでしょうか。
事務局	<p>地元の方は、あたりまえ過ぎてこれより応神さんの方が大きいと言ってしまう。今は、小学校でも授業を行っているので、少しずつ変わってきていますが、昔は大きいものがあるから小さいものはいらぬという発想でした。形や大きさがそれぞれ違い、全部が大切だということが少しずつですが、浸透してきているように思います。また、身近な古墳には誇りを持っているようです。ただ、住宅もあるので、世界遺産には自信がないようです。すごくもったいない気がします。</p>
増田会長	まちづくりは、地域の盛り上がりと外からの刺激の両方があって気づくものだと思います。良いものでも毎日見ていると価値が分からなくなってしまいます。やはり、外から褒めてもらうということです。
事務局	<p>地元の方は、暫定リストに入っても何にも褒められたと思っていないようです。</p> <p>富岡もそのような感じで、いざ世界遺産になると決まったときにはてんやわんやだったそうです。</p>
小野委員	ある地区では、家の前で多くの人に説明をしているのを嫌がられている人もいます。裏道を使うなど、コースの変更を余儀なくされているという状況もあります。地元の方の反対があるにつらいです。好意的な人も多いですが、今後人が増えればマナーの悪い人もいます。そういった場合の対応も考えなくてはならないと思います。

富山委員	兵庫県でオープンガーデンをされている住宅の人と隣近所の仲が悪くなるという例がありました。車も止められるので、罵声を浴びせられることもあります。人に来てもらうことを喜ばしく思う方と、絶対にイヤだと思っ方がいるので難しい問題です。
増田会長	景観行政というよりも、世界遺産登録の対策室あたりで考えていただきたいと思います。今まで光があたっていなかったところに光があたるので、まさにそういう問題が出てきます。
小野委員	今回の改正は厳しいものですか。
増田会長	厳しいものではないと思っています。むしろ、これを機会に資産近傍エリアだけでなく、藤井寺市全体に高度地区を入れないといけないと思うくらいです。
小野委員	現在あるものをすぐに撤去しなければいけないというような不利益を伴わないなら、そんなに反対する声はないと思います。
山本委員	不適格建築物について、基準時はいつになるのですか。
増田会長	適用されるのは、次の建築行為のときになります。現状に対して変更命令を出すわけではありません。
山本委員	その命令をしておく必要があるのではないのでしょうか。
事務局	一応、高度地区、景観地区に対する施行は平成28年1月頃を予定しています。羽曳野市、堺市と合わせて行います。施行段階では、既存不適格という記載にはなりますが、次に建築行為を行う場合に規制がかかってくるということになります。
増田会長	現状では、届け出をする必要もありません。
山本委員	色彩についてですが、パースでOKをもらっていても、現場で色が違うということがあり、トラブルも起こっています。
増田会長	投影機械の発色によっても色は変わります。現場で1m角ぐらいに塗った色を確認しないとかなり違う場合もあります。
山本委員	そのあたりについて、きっちり検討する必要があると思います。
増田会長	それでは、よろしいでしょうか。 みなさん、積極的な意味で期待をしています。良い景観計画に変更したいと思うのと同時に、皆が誇れる資産として、どう普及啓発をし

事務局	<p>ていけばよいのか、またどう関わっていただけるのか、このあたりについて、市として取り組んでいただければと思います。事務局から何かありますか。</p> <p>(3) 【その他の報告】景観セミナーについて</p> <p>事務局より、景観セミナーについてご報告いたします。</p> <p>委員の皆さまにおかれましては昨年度の景観審議会にて既にお話をさせていただいておりますが、本市は今年度から、藤井寺市景観計画の更なる周知を目的とし、景観セミナーを開催しております。</p> <p>第1回目は富山委員に講師をお勤めいただき、5月21日(水曜日)にパープルホール小ホールにて開催いたしました。</p> <p>当日はガーデニング手法等の話で市民の皆さまを飽きさせない工夫を織り交ぜながら、楽しくわかりやすいセミナーとなりました。</p> <p>講師をお勤めいただきました富山委員には、改めまして、お礼を申し上げます。</p> <p>これに続き、第2回景観セミナーを9月27日(土)に開催いたします。</p> <p>講師は西川委員にお勤めいただき、西川委員の専門分野であります「色彩」の視点から本市の景観についてご講演いただきます。</p> <p>パンフレットを皆さまの机の上に配布させていただいております。</p> <p>なお、第3回は山本委員にお願いしたいと考えております。詳細が決まり次第ご連絡させていただきますので、よろしくお願ひします。</p> <p>以上、簡単ではございますが、事務局からの説明を終わります。</p>
増田会長	<p>4. 閉会</p> <p>本日の議事はすべて終了いたしました。</p> <p>ありがとうございました。</p>
事務局 (中原課長)	<p>増田会長におかれましては、議長をお務めいただき、ありがとうございました。また、委員のみなさんにおかれましては、貴重なご意見をいただきましたことに、お礼を申し上げます。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p>